

にぎわいトコロ

創出支援事業補助金

人と人、人と物が巡りあう地域の特性を生かしたにぎわい拠点(にぎわいトコロ)の創出・活性化に向けた取組をする団体に補助金を交付します。

目的

市内のさまざまな観光拠点を繋ぐ公共交通等の利用を推進することで、マイカー移動だけでは生まれなかった新たな人流を作り出し、そこから発生する出会いやにぎわいによってまちの魅力向上を図ります。

概要

地域の特性を生かしたにぎわい拠点づくりの推進を図るため、にぎわい拠点(にぎわいトコロ)の創出や活性化に向けた事業を行うものに対し、事業費の一部を補助します。

にぎわいトコロとは

一過性のイベントではなく、そこに向かう人流を発生させるようなにぎわいの拠点となる場所のことを言います。



補助対象団体

- ①団体の構成員が5人以上であること
 - ②団体の事務所又は主な活動拠点が市内であること
 - ③団体の規約及び代表者の定めがあること
- ※一部対象外の団体あり

補助対象事業

市内のにぎわい拠点(にぎわいトコロ)の創出や活性化に向けた事業のうち次のいずれにも該当する事業が対象となります。

- ①所沢市内で行われる事業
- ②広く一般市民を対象とする事業
- ③参加費、入場料等が無料又はその額及び目的が社会通念上適当であると認められる事業

補助対象メニュー

①にぎわい拠点づくり事業

一過性のイベント等ではなく、既存の拠点や新たな拠点を整備、活用し継続してにぎわいを創出する事業
※同一内容の事業で補助金の交付を受けられるのは3回までです(令和6年度より)。

②にぎわい拠点を周知する事業

広くにぎわい拠点を周知PRするマップやホームページ等を作成する事業
※同一内容の事業で補助金の交付を2年連続して受けることはできません(令和6年度より)。

③にぎわい拠点への移動手段をマイカー以外にシフトする事業

にぎわい拠点へ往来する人の移動手段をマイカー以外にシフトすることにより、交通利便性が悪い場所等のにぎわい創出・活性化を促進するとともに、市が推進する『ゼロカーボンシティ』への取り組みに貢献できる事業

補助対象経費

補助対象事業に要する経費。ただし、用地取得費、旅費、景品代(現金又は商品券を景品とする場合)、飲食費、接待費、その他補助対象事業の直接的費用と認められない経費については、補助対象経費になりません。

※交付決定後の経費のみ対象となります。

上半期の事業(R7.4.1~R7.9.30)の申請について

受付期間: 令和7年4月1日から7月31日まで

下半期の事業(R7.10.1~R8.3.31)の申請について

受付期間: 令和7年8月1日から12月26日まで

問い合わせ先・提出先

所沢市 産業経済部 商業観光課
〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL: 04-2998-9155(直通) TEL
E-mail: a9155@city.tokorozawa.lg.jp
受付: 8:30~17:15 土日祝を除く

よくある質問

- Q1. 過去どのような事業に補助金が交付されていますか？
- A1. ①にぎわい拠点づくり事業(連続3日以上または合計4日以上)の事業が対象
街歩きをしながら市内の飲食店や商店を巡るイベント
新しく整備された施設を活用してにぎわいを創出するイベント
②にぎわい拠点を周知する事業
所沢の郷土料理を周知するための店舗マップ作成
近年盛り上がりを見せるエリアの周知を行うマップ作成。
③にぎわい拠点への移動手段をマイカー以外にシフトする事業
無料送迎バスの運行
- Q2. 申請できる事業の件数に上限はありますか？
- A2. 上半期(R7.4.1~R7.9.30)の事業は5件程度、下半期(R7.10.1~R8.3.31)の事業は予算の範囲内で申請を受け付けます。
- Q3. にぎわい拠点を周知PRする事業の場合、事業実施日はいつになりますか？
- A3. ガイドマップやパンフレットの場合には、配布を開始した日となります。
また、ホームページなどの場合には公開日となります。
- Q4. 特定の企業などが自社のPRを兼ねて行う無償のイベントは対象になりますか？
- A4. 特定の企業等の営利又は商業宣伝を目的とする事業は補助の対象外です。
- Q5. 補助金の交付決定前に支払った経費は補助対象になりますか？
- A5. 補助金の交付決定前に支払った経費については補助の対象にはなりません。
- Q6. 補助金の交付が決定した後に経費が増額した場合にはどうなりますか？
- A6. 交付決定額の変更はありません。

申請方法

申請書に、事業計画書、収支予算書、団体の構成がわかるもの(名簿、規約など)を添付して商業観光課へ直接持参。
※必要な応募書類を添えた申請の順番で内容を審査し、予算の範囲内で支給します。

補助率、補助額

補助上限20万円(補助率2/3)
※同一事業に対する補助金交付は年度1回限り。

申請チェックリスト

- 申請書
- 事業計画書
- 収支予算・決算書
- 団体の構成が分かる資料
(名簿、規約など)

事業報告チェックリスト

- 事業報告書
- 事業の様子が分かる資料
- 収支予算・決算書
- 領収書の写し

〇所沢市が推進している取組 「ゼロカーボンシティ」

二酸化炭素の量を極限まで減らした上で、植樹や緑保全によって二酸化炭素吸収量を確保し、排出量と吸収量を相殺することで二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組

